

【事案Ⅱ-14】後遺障害共済金請求

・ 平成 26 年 2 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

生命共済加入者が、慢性閉塞性肺疾患により呼吸機能障害となり「労働者災害補償法第 3 級 4 に該当し、著しい障害を有していることから終身労務に服することができない」と診断されたことから、後遺障害共済金の共済金請求を行ったところ、共済団体が医師面会も行わず共済金支払非該当としたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、後遺障害共済金 100 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 24 年 1 月に、慢性閉塞性肺疾患により労働者災害補償保険法上の障害等級第 3 級 4 に該当し、著しい障害を有し終身労務に服することができない、と医師に診断されたが、共済団体は、身体障害者福祉法上の認定等級と決めつけ、労働者災害補償保険法上の認定内容について医師に面会する旨求めた申立人の趣旨を理解せず、医師との面会がないまま非該当と判断した。
- (2) 他の共済団体の共済契約では、医師に面談のうえ後遺障害と認定され共済金が支払われている。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済団体は、申立人から提出された後遺障害診断書の記載内容及び同後遺障害診断書を発行した病院からの意見書に基づき、申立人の呼吸障害について、障害等級第 7 級の 5 「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」と認定したうえで、以下、①～④のとおり、本件共済契約の約款・事業規約で規定されている重度障害の状態に該当しない、と判断した。
 - ① 共済団体は、「労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）」の障害等級表にある障害認定に際し、第 15 版発行の「労災補償・障害認定必携」（以下、「障害認定必携」という）を使用している。
 - ② 「障害認定必携」では解剖学的な観点から身体を 10 部位に区分しており、申立人の障害内容である呼吸障害は「胸腹部臓器の障害」に該当し、原因となった疾病・外傷名である「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」から「呼吸器の障害」として取り扱われることとなる。申立人の障害の程度は、後遺障害診断書、「意見書」、「呼吸器の機能障害の状況及び所見」

の記載内容、並びに障害認定必携と厚生労働省の「労災保険胸腹部臓器の障害等級認定基準等の改正について」の認定基準によれば、障害等級第7級の5「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」と認定されることから、重度障害の状態には至らないと判断した。

なお、その認定基準並びに判断根拠等については、3度に渡り書面で共済団体から申立人に対して通知している。

- ③ 申立人が提出した「診断書（呼吸器疾患の障害用）」に記載されている内容においても、当該認定基準では障害等級第7級の5「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」と認定されることから、重度障害の状態であるとの判断には至らない。
- ④ 申立人の「労働者災害補償保険法第3級4号終身労務に服することができないと診断され、」との主張については、後遺障害診断書、「診断書」にその旨の記載があるものの、障害認定必携及び厚生労働省の「労災保険胸腹部臓器の障害等級認定基準等の改正について」の認定基準に基づいたものとの確認ができず、また、その判断・認定根拠も提示されていない。

さらに、障害等級認定は共済団体が規定等に基づき行うものであり、医師により行われるものでないことも申立人に対して既に通知している。

- (2) 申立人の障害内容「呼吸障害」の等級認定に必要な検査数値、所見等は既に提出されている書面から確認できるものであり、共済団体は申立人が主張する「医師の面会」を実施する必要はないものとする。
- (3) 申立人からの「他の共済団体は医師に面会し重度障害と認定され共済金は支払われた。」とする主張については、他共済団体の障害認定基準及び共済金の支払状況について、共済団体が見解を述べる立場にはなく、また、共済団体の障害認定及び共済金の支払い判断において影響を及ぼすものではない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件共済契約における被共済者の障害認定については、約款・事業規約において、次のように規定されている。

『身体障害』とは、約款・事業規約の別表『身体障害等級別支払割合表』に規定する身体障害の状態をいい、また、『重度障害』とは、同表の第1級、第2級及び第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その

他この会が認めるものをいう。なお、『重度障害』及び『身体障害』の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号。（以下「施行規則」という。））第 14 条（障害等級等）に準じて行う。」

また、細則に定める別表「身体障害等級別支払割合表」では、本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄及び「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 「障害等級表」に準ずるものである旨を一般規定の定義で規定している。

したがって、本件共済契約における被共済者の「重度障害」及び「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則に準じて行うことになる。

- (2) 申立人の慢性閉塞性肺疾患による呼吸機能障害の程度については、病院発行の「意見書」によれば、平成 24 年の動脈血ガス測定検査結果における動脈血酸素分圧、動脈血炭酸ガス分圧、スパイメトリー検査結果の、% 1 秒量数値、% 肺活量、それぞれの数値を、上記の労災保険の障害等級認定基準に照らしてみると、申立人の慢性閉塞性肺疾患による換気障害の程度は、「動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による判定」においては、障害等級第 9 級の 7 の 3 と認めることができる。また、「スパイメトリーの結果及び動脈血酸素分圧、動脈血炭酸ガス分圧判定」においては、% 1 秒量の検査数値、% 肺活量の数値および後遺障害診断書、身体障害診断書・意見書等から共済団体の活動能力の程度を考慮した場合、同第 7 級の 5 である「% 1 秒量が 35 を超え 55 以下又は% 肺活量が 40 を超え 60 以下であるもの」かつ「高度又は中程度の呼吸困難が認められるもの」、と認めることができる。

したがって、申立人の呼吸障害は「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」となり、障害等級として第 7 級の 5 に該当することになる。

申立人が主張する第 3 級の 4 に該当するためには、スパイメトリー検査結果においては「% 1 秒量が 35 以下又は% 肺活量が 40 以下であるもの」かつ「高度の呼吸困難」が認められなければならない、少なくとも平成 24 年の検査結果によれば、申立人の労災補償障害等級は第 3 級の 4 に該当するものとはいえない。

- (3) 申立人は診断書の提出により第 3 級の 4 に該当する旨を主張するが、本件共済契約の障害等級認定は、上記の労災保険の障害等級認定基準に基づいて行なわれるものであり、その認定の根拠や判断基準を明らかにすることなく医師の診断書のみで行われるものでないことは、本件共済契約の規定からも明らかである。